

御見積書

行政書士佐々木秀敏事務所様

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
下記のとおりお見積申し上げます。

〒989-3207

宮城県仙台市青葉区中山台西2番地の8

行政書士佐々木秀敏事務所

代表 佐々木秀敏

TEL 022-725-2280

FAX 022-719-7290

御見積金額 356,080 円

区分	月日	件名	金額	摘要
書類作成 提出代行 報酬業務		公正証書遺言の手続きサポート	202,000	
		お打ち合せ等	-6,000	
		出張・立会い・打ち合せ同席	45,000	
			計	241,000
消費税			19,280	
小計			260,280	
立替金 その他		その他実費	95,800	
			計	95,800

御見積合計

356,080

御見積内訳書

見積有効期限：次回お見積時迄

業務内容	業務の細別	金額（消費税抜）	摘要
公正証書遺言の手続きサポート	1 相続人の調査		
	相続人の確認	18,000	法定相続人3人 見込
	相続関係説明図作成	20,000	
	戸・住民票の調査	14,000	見込
	2 相続財産の調査		
	固定資産・不動産・金融機関	40,000	見込
	信用情報提供機関情報	30,000	
	3 遺言書本文の作成補助		
	一般的記載	50,000	
	任意的記載追加	20,000	見込
	4 公正証書証人立会い		
	証人お手配	10,000	1名
お打ち合せ等	1 初回面談	0	
	2 第2回面談	▲ 6,000	90分 見込
出張・立会い・打合せ同席	1 公証役場打合せ	25,000	0.5日×3回 見込
	2 遺言立会い	20,000	1日 見込
小計 ①		241,000	
その他実費	1 戸・住民票手数料	4,000	概算
	2 不動産関係資料手数料	4,000	概算
	3 信用情報提供機関情報手数料	3,300	概算
	4 公証役場費用	69,500	概算（財産価額3,000万見込）
	5 通信費	5,000	概算
	6 交通費	10,000	概算
小計 ②		95,800	
消費税 ③	①×8%（円未満切捨）	19,280	
合計		356,080	

お支払い条件等	着手金 40%	134,000	契約締結後7日以内
	残金	222,080	業務完了後7日以内



〒989-3207 宮城県仙台市青葉区中山台西2番地の8

行政書士佐々木秀敏事務所 代表 佐々木秀敏

TEL. 022-725-2280 FAX. 022-719-7290

領 収 証

印紙税法第5条
別表第1、17号
の規定により
非課税

行政書士佐々木秀敏事務所様

区 分	月 日	項 目	報 酬 額	備 考
書類作成 提出代行 報酬業務		公正証書遺言の手続きサポート	202,000	
		お打ち合せ等	-6,000	
		出張・立会い・打ち合せ同席	45,000	
			計	241,000
消費税			19,280	
小計			260,280	
立 替 金 そ の 他		その他実費	95,800	
			計	95,800
請求合計			356,080	
前受金等			0	

領収金額	134,000
------	---------

残金	222,080
----	---------

上記のとおり受領しました。

令和元年6月1日

宮城県行政書士会会員

事務所所在地
事務所の名称
行政書士

〒989-3207
宮城県仙台市青葉区中山台西2番地の8
行政書士佐々木秀敏事務所
佐々木秀敏
TEL 022-725-2280
FAX 022-719-7290

職印

ご依頼にあたってお願い

・行政書士は業務の結果に対して責任を負っておりますが、ご相談いただく事案には、お客様が想定されていないようなリスクや検討事項が隠れていることもあります。同じ業務であっても、その内容等により難易度が異なることがほとんどです。そのため実際の報酬額には高い安いの差が生じます。

・以上を踏まえ、実際の報酬額は、ご相談内容を十分に拝聴した上で見積もりさせていただき、事前にご了解をいただいてからの業務着手となります。また追加費用が発生する場合は加算事案が生じると判断される時点で、事前にお客様にご説明の上、ご指示ご判断いただきます。

・御見積書の報酬額はご相談内容を十分に拝聴した上で作成いたしておりますが、精算時で相違する場合があります。契約締結後予告なく報酬を発生させることはなく、必要に応じてご相談しながら業務を進めます。

・業務はご相談、概算のお見積もりを行い、お客様に内容についてご納得いただいた後に業務委任契約を締結し、着手いたします。

・申請を伴う案件において、許認可取得を条件とすることをご依頼はお受けすることが出来ません。また他の法律により禁止されている業務はお引き受けできません。

・経験のない手続き、業務については、時間がかかることについて了承して頂き、若しくは他の士業の方を紹介いたします。

・ご相談内容によりましては、業務を他の士業の方と連携することがあります。その場合は、ご相談のうえで方向性を決定いたします。

・総額が5万円以上または手続書面の多寡や遠隔地等の宿泊・交通費等、相当額の実費が見込まれる場合は、お見積総額の1/2を超えない範囲（概ね30～50%）で、実費の一部と報酬額の一部を着手金として設定させていただきます。着手金につきましては事案の成否にかかわらずお支払いいただきます。なお着手金は、基本的には返金いたしません。

・書面作成等に必要な登記事項証明書や戸籍謄本等、別途必要な証紙・印紙や申請料など手続に付随する費用は別途精算の上、実費の請求となります（ほか送料、振込手数料、官公署手数料など）。

・これら実費については、事前に概算でお知らせし、着手時に一部の前払いをいただき、業務完了後に清算させていただきます。

・案件に応じて必要となる以下の費用につきましても、金額により事前お支払い又は完了時清算とさせていただきます。

日当・交通費、その他直接に必要な経費の実費

旅費、宿泊費（遠隔地、概ね片道3時間）

提出手続代行業務に係る費用手続の上で必要となった公証人の手数料

他の専門士業等への報酬などの費用

以上

暴力団等反社会的勢力の排除にあたってお願い

・当事務所ではコンプライアンスに基づき日本国の法令に違反・抵触する恐れのある違法または不当な依頼はお受けできません。行政書士法を遵守し、他の士業法令により禁止された業務（*）も一切行いませんのでご了承ください。これらの手続きが必要な場合は他士業事務所へ依頼しております。

* 弁護士・司法書士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士ほか行政書士以外の士業の独占業務。（例として「調停」「裁判」「訴訟」「登記」「税務処理」など。

・暴力団対策法・宮城県暴力団排除条例および宮城県警察本部の指導に基づき、暴力団関係者・またその準構成員などからの依頼は一切受け付けません。

・当事務所は業務受任に際は、業務委任契約書の締結に加えて、「暴力団排除条項」を含んだ「誓約書」への署名・押印と身分証明書（運転免許証等）をご提示いただきますのでご承知ください。

・上記に同意いただけない場合は、いかなる事情でも業務の受任は致しませんのでご了承ください。また暴力・威力・詐術をもって当事務所に業務の強要を行った場合は、直ちに警察へ通報いたします。

以上